

令和5年6月23日
総合政策局物流政策課

令和5年4月の宅配便の再配達率が約11.4%に減少

国土交通省では、トラックドライバーの人手不足が深刻化する中、再配達の削減を図るため、宅配ボックスや置き配をはじめ多様な方法による受取を推進しており、これらの成果を継続的に把握すること等を目的として、宅配便の再配達率のサンプル調査を年2回（4月・10月）実施しています。

令和5年4月の宅配便再配達率は約11.4%で、前年同月（約11.7%）と比べて約0.3ポイント減、前年10月（約11.8%）と比べて約0.4ポイント減となりました。

宅配便の再配達はCO₂排出量の増加やドライバー不足を深刻化させるなど、重大な社会問題の一つとなっています。国土交通省では、引き続き宅配便の再配達削減に取り組んでまいります。

近年、多様化するライフスタイルとともに電子商取引(EC)が急速に拡大し、2021年には、電子商取引(EC)市場が全体で20.7兆円規模、物販系分野で13.3兆円規模となっています（注1）。また、ECの拡大に伴い宅配便の取扱個数が5年間で約9.3億個(+約23.2%)増加しています（注2）。

このため、宅配事業者の負担が増えており、本月2日に関係閣僚会議で取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」（注3）では、2024年度に再配達率6%を目指すことが盛り込まれております。

注1：経済産業省「令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」より

注2：国土交通省「令和3年度宅配便等取扱個数の調査及び集計方法」より

注3：内閣官房「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」決定等

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/seisaku_package.pdf

【調査結果】

単位：個

	（今回調査） 令和5年4月 （調査期間：R5/4/1～4/30）			（参考：前回調査） 令和4年10月 （調査期間：R4/10/1～10/31）			（参考：前年同月調査） 令和4年4月 （調査期間：R4/4/1～4/30）		
	総数	再配達数	再配達率	総数	再配達数	再配達率	総数	再配達数	再配達率
都市部	813,598	102,505	12.6%	970,571	126,381	13.0%	980,453	125,278	12.8%
都市部近郊	1,494,855	162,688	10.9%	1,483,510	166,493	11.2%	1,512,202	169,606	11.2%
地方	146,138	14,015	9.6%	147,719	14,637	9.9%	145,411	14,646	10.1%
総計	2,454,591	279,208	11.4%	2,601,800	307,511	11.8%	2,638,066	309,530	11.7%

※大手宅配事業者3社の合計数値

※調査方法については別紙の調査概要をご参照ください

国土交通省では、本年4月を「再配達削減PR月間」とし、経済産業省、宅配便・EC・通販の事業者とともに、再配達削減に向けた取組を集中的に実施してまいりました。今後も引き続き、再配達の発生状況を継続的に把握するとともに、コンビニ等での受け取りやマンションにおける宅配ボックスの設置、置き配が進む取組み等の推進や、再配達削減に向け消費者の行動変容を促すインセンティブの付与に向けた調整など、宅配事業者の負担軽減に資する取組を進めていくこととしています。

【問い合わせ先】

総合政策局物流政策課 笹口、高井
代表：03-5253-8111（内線53-315、53-334）
直通：03-5253-8799

宅配便再配達実態調査 概要

この調査は、宅配便の多様な受け取り機会の提供等の取り組み成果の状況を明らかにするため、平成 29 年 10 月分から実施している宅配便の再配達の調査である。

記

1. 調査名称

宅配便再配達実態調査

2. 調査の目的

宅配事業者の側から定量的に調査を行うことにより、宅配便の再配達状況の時系列変化を把握することで、宅配ボックスの普及促進をはじめとする多様な受け取り機会の提供等の取り組み成果を明らかにするための基礎資料を得ること

3. 調査の範囲

以下、3 エリア（都市部、都市部近郊、地方）が含まれる営業所単位ごとに 4. で指定した調査対象の宅配便名で運送を行う各事業者の取り扱う貨物

- 都市部：東京 23 区で人口密度が高く単身世帯の占める割合が高い区
- 都市部近郊：東京都郊外の市町村で世帯人口が多いところ
- 地方：人口の少ない都道府県の市町村で人口密度が低く世帯人口が多いところ
※人口・世帯等については 2015 年度国勢調査に基づく。

4. 調査の対象

- 佐川急便（飛脚宅配便）
- 日本郵便（ゆうパック、ゆうパケット）
- ヤマト運輸（宅急便）

5. 調査の時期及び期間

- 調査時期：4 月・10 月（平成 29 年度は 10 月のみ）
- 調査期間：4 月 1 日～4 月 30 日・10 月 1 日～10 月 31 日

6. 調査担当部署（提出先）

国土交通省 総合政策局 物流政策課 物流効率化推進室

7. 調査の方法

国土交通省が調査対象の各事業者に対し、貨物の配達総数及び再配達個数を任意の報告として求め、その結果を集計

8. 結果の調査・公表

調査対象の事業者を合計し、都市部、都市部近郊、地方の分類別で公表。事業者毎の公表は行わない。

原則として、調査月の翌々月中下旬に月計数及び率を公表する。

（4 月分：6 月中下旬頃公表予定、10 月分：12 月中下旬頃公表予定）